

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）

（附則第三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

附 則

第十八条ノ八（略）

）（略）

前三項ニ定ムルモノノ外政府八健康保険法第百六十条第七項ノ規定ニ依ル一般保険料率ノ引上（保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フモノニ限ル）ニ拘ラズ引上ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第二項乃至前項ニ定ムルモノノ外政府八健康保険法第百六十条第五項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

・（略）

附 則

第十八条ノ八（略）

）（略）

前三項ニ定ムルモノノ外政府八健康保険法第七十一条ノ四第六項ノ規定ニ依ル一般保険料率ノ引上（保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フモノニ限ル）ニ拘ラズ引上ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第二項乃至前項ニ定ムルモノノ外政府八健康保険法第七十一条ノ四第四項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ノ行ハレザル年度ニ於テ健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アルトキハ当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スベキ借入金ヲ為スコトヲ得

・（略）

健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第四十二号）

（附則第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第七条 健康保険組合は、当分の間、健康保険法第七十四条第一項及び第二項の規定により一部負担金を支払った被保険者に対し、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。</p>	<p>附 則</p> <p>第七条 健康保険組合は、当分の間、健康保険法第四十三条ノ八第一項及び第二項の規定により一部負担金を支払った被保険者に対し、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。</p>

健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第四十二号）

（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第七条 健康保険組合は、当分の間、健康保険法第七十四条第一項の規定により一部負担金を支払つた被保険者に対し、その支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。</p>	<p>附 則</p> <p>第七条 健康保険組合は、当分の間、健康保険法第七十四条第一項及び第二項の規定により一部負担金を支払つた被保険者に対し、その支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。</p>

健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）
（附則第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四条及び第五条 削除</p> <p>第十条 船員保険法第四条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十三条から第十五条まで 削除</p>	<p>附則</p> <p>第四条 厚生労働大臣に届け出た保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際に支払う健康保険法第四十三条ノ八第一項の一部負担金の額は、同項（同項を準用し、又は同項の例による場合を含む。）の規定にかかわらず、当該給付について同法第四十三条ノ九第二項若しくは第三項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）第五十五条第五項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第五十七条第五項の規定により算定した額が、千五百円以下であるときは二百円、千五百円を超え二千五百円以下であるときは四百円、二千五百円を超え三千五百円以下であるときは六百円とする。</p> <p>第五条 削除</p> <p>第十条 船員保険法第四条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第三条ノ二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十三条 厚生労働大臣に届け出た保険医療機関又は保険薬局について</p>

療養の給付を受ける際に支払う船員保険法第二十八条ノ三第一項の一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、当該給付について同法第二十八条ノ四第二項又は第三項の規定により算定した額が、千五百円以下であるときは二百円、千五百円を超え二千五百円以下であるときは四百円、二千五百円を超え三千五百円以下であるときは六百円とする。

第十四条 削除

(権限の委任)

第十五条 附則第四条又は第十三条に規定する厚生労働大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）
（附則第四十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第十条 船員保険法第四条第一項の規定による標準報酬月額^{の区分}については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬月額等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額^{の区分}の改定が行われた場合においては、船員保険法第四条第一項中「区分」とあるのは、「区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四条ノ四第一項中「二百万円ヲ」とあるのは、「二百万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前二項の規定による政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第十条 船員保険法第四条第一項の規定による標準報酬^{の区分}については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬^{の等級区分}の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより当該標準報酬等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 第一項の規定による標準報酬^{の区分}の改定が行われた場合においては、船員保険法第四条第一項中「区分」とあるのは、「区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」とする。</p> <p>（給付の公平化に関する措置） 第六十三条 政府は、新健保法施行後の医療費の動向、国民負担の推移</p>

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十三条 (略)

、財政事情等各般の状況を勘案し、健康保険制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて、社会保険各法に規定する被扶養者及び国民健康保険の被保険者の医療に係る給付の割合を百分の八十とする
よつ必要な措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 (略)

国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）
（附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （加入者調整率に関する特例） 第七条（略） 2（略）</p>	<p>附則 （加入者調整率に関する特例） 第七条（略） 2（略） 3 平成十年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十号）附則第三条に規定する所要の措置が講ぜられるまでの間をいう。以下同じ。）の各年度の老人保健法第五十五条第二項に規定する概算加入者調整率については、同項中「上限割合（当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を超えるときは上限割合」とあるのは「百分の三十を超えるときは百分の三十」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条第三項中「第一項第一号及び前項」とあるのは「第一項第一号」とし、平成十年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間の各年度の同法第五十六条第二項に規定する確定加入者調整率については、同項中「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」とあるのは「百分の三十を超えるときは百分の三十」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」とする。 （医療費拠出金の算定に係る特別調整）</p>

第八条 平成七年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間の各年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者（新老健法第六条第二項に規定する保険者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 概算特別調整基準超過保険者（老人保健法第五十五条第二項に規定する概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、特別調整前概算医療費拠出金相当額（同条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下この条において同じ。）からイに掲げる額を控除して得た額がロに掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。）

特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額（特別調整前概算医療費拠出金相当額からイに掲げる額とロに掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。次項において同じ。）を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額

イ 当該保険者に係る老人保健法第五十五条第一項第一号に規定する老人医療費見込額の十分の七に相当する額

ロ 次に掲げる額の合計額に特別調整基準率を乗じて得た額

(1) 特別調整前概算医療費拠出金相当額

(2) 当該保険者の給付であつて新老健法第六条第一項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十九条ノ三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（同法第七十九条ノ九第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び新国保法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」

という。)の当該年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

二 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者 特別調整前概算医療費
費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額

2 前項の特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額(概算特別調整基準超過保険者にあつては、特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額)に概算特別調整加算率(すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号口の特別調整基準率は、平成七年度にあつては百分の二十五とし、平成八年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間の各年度にあつては、一人当たりの老人医療費の動向、新老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率とする。

4 平成七年度以降医療保険制度等の抜本的な改革までの間の各年度の確定医療費拠出金の額については、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、前三項の規定を準用する。この場合において、前項中「一人当たりの老人医療費の動向、新老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の

二十五以上において各年度ごとに政令で定める率」とあるのは、「国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）附則第八条第三項の政令で定める率」と読み替えるものとする。

第九条 前条の規定に基づき概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金の額が算定される間における国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十年法律第九号）第一条の規定による改正後の国民健康保険法の規定の適用については、同法附則第十二項中「当該費用の額」とあるのは「特別調整前老人保健医療費拠出金相当額（国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）以下この項において「平成七年改正法」という。）附則第八条の規定の適用がないとした場合における老人保健医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）」と、「当該確定医療費拠出金の額」とあるのは「平成七年改正法附則第八条第四項の規定の適用がないとした場合における老人保健法の規定による確定医療費拠出金の額に相当する額」と、同法附則第十三項中「老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額」とあるのは「特別調整前老人保健医療費拠出金相当額」と、同法附則第十四項及び第十五項中「の納付に要する費用の額」とあるのは「に係る特別調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条（略）

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条（略）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）

（附則第四十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附則 第四条 削除	附則 第四条 当分の間、この法律による改正後の健康保険法第七十一条四 第二項中「五年」とあるのは、「二年乃至五年ノ範囲内ニ於テ厚生勞 働大臣ノ定ムル期間」とする。

国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十年法律第百九号）
（附則第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （保険医療機関の病床の指定等に当たつての公正の確保等） 第二条 政府は、健康保険法第六十五条第四項（同法第六十六条第二項（同法第八十六条第十三項において準用する場合を含む。）及び第八十六条第十三項において準用する場合を含む。）の規定の適用に当たつては、被保険者等医療を受ける者の必要を反映して、良質かつ適切な地域医療が確保されるよう十分配慮するとともに、その理由を明らかにする等、公正の確保及び手続の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>（健康保険法の一部改正に伴う経過措置） 第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に旧健保法第四十三条ノ十二の規定により指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局に対する当該取消しに係る健康保険法第六十五条第三項第一号の規定の適用については、<u>同号中「五年」とあるのは、「二年」とする。</u></p> <p>第十四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧健保法第四十三条ノ三第一項の指定を受けている病院又は診療所については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項から第三項までの許可を受けている当該病院又は診療所の病床であつて同号に掲げる規定の施行の際現に存するものに関し、<u>第四条の規定による改正後の健</u></p>	<p>附 則 （保険医療機関の病床の指定等に当たつての公正の確保等） 第二条 政府は、<u>第四条の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）</u>第四十三条ノ三第四項（同条第六項（新健保法第四十四条第十三項において準用する場合を含む。）及び新健保法第四十四条第十三項において準用する場合を含む。）の規定の適用に当たつては、被保険者等医療を受ける者の必要を反映して、良質かつ適切な地域医療が確保されるよう十分配慮するとともに、その理由を明らかにする等、公正の確保及び手続の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>（健康保険法の一部改正に伴う経過措置） 第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に旧健保法第四十三条ノ十二の規定により指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局に対する当該取消しに係る<u>新健保法第四十三条ノ三第三項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「二年」とする。</u></p> <p>第十四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧健保法第四十三条ノ三第一項の指定を受けている病院又は診療所については、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項から第三項までの許可を受けている当該病院又は診療所の病床であつて同号に掲げる規定の施行の際現に存するものに関し、<u>新健保法第四十三条ノ三第一項</u></p>

康保険法（以下「新健保法」という。）第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関の指定を受けたものとみなす。

第十六条 前三条の規定は、健康保険法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関の承認について準用する。

第十七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前日に旧健保法第四十三条ノ十三の規定により登録を取り消された医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する当該取消しに係る健康保険法第七十一条第二項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「二年」とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条（略）

の規定による保険医療機関の指定を受けたものとみなす。

第十六条 前三条の規定は、新健保法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関の承認について準用する。

第十七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前日に旧健保法第四十三条ノ十三の規定により登録を取り消された医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する当該取消しに係る新健保法第四十三条ノ五第二項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「二年」とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条（略）

2 国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）附則第八条の規定に基づき老人保健法の規定による概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金の額が算定される間における前条の規定による改正後の地方税法附則第三十三条の二の規定の適用については、同条中「同法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額」とあるのは、「国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）附則第八条の規定の適用がないとした場合における老人保健法の規定による医療費拠出金の額に相当する額」とする。

3 平成十一年度分の国民健康保険税に係る前条の規定による改正後の地方税法附則第三十三条の二の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「同法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額」とあるのは、「国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）附則第八条第一項第一号に規定する特別調整前概算医療費拠出金相当額」とする。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十号）
（附則第四十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（健康保険法の一部改正） 第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第九条第六項中「第七十二条」を「第七十一条ノ三ノ二、第七十二条」に、「第七十七条、第七十九条第一項、第七十九条ノ二」を「第七十八条第一項、第七十九条」に改める。</p> <p>（後略）</p>	<p>（健康保険法の一部改正） 第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第三条第二項中「八月一日」を「七月一日」に、「十月一日」を「九月一日」に、「九月三十日」を「八月三十一日」に改め、同条第三項中「九月三十日」を「八月三十一日」に、「七月一日」を「六月一日」に改め、同条第五項中「九月三十日」を「八月三十一日」に、「八月」を「七月」に改め、同条第六項中「七月一日ヨリ八月一日」を「六月一日ヨリ七月一日」に、「八月ヨリ十月」を「七月ヨリ九月」に改め、同条第十項ただし書中「十月三十一日」を「九月三十日」に改める。</p> <p>第三条ノ二第一項中「十月一日」を「九月一日」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第六十九条の六第二項中「十月一日」を「九月一日」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第九条第四項中「十月三十一日」を「九月三十日」に改め、同条第六項中「第七十二条」を「第七十一条ノ三ノ二、第七十二条」に、「第七十七条、第七十九条第一項、第七十九条ノ二」を「第七十八条第一項、第七十九条」に改める。</p>

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第四条中船員保険法第四条第六項の改正規定 平成十五年四月一日

第二条及び第三条 削除

第五条 削除

(後略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条中健康保険法第三条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項の改正規定、同法第三条ノ二第一項の改正規定、同法第六十九條の六第二項の改正規定並びに同法附則第九条第四項の改正規定(「十月三十一日」を「九月三十日」に改める部分に限る。)、第四条中船員保険法第四条第六項の改正規定並びに附則第五条の規定 平成十五年四月一日

(薬剤一部負担金の廃止)

第二条 健康保険法第四十三条ノ八第二項に規定する一部負担金、船員保険法第二十八条ノ三第二項に規定する一部負担金及び国民健康保険法第四十二条第二項に規定する一部負担金(以下「薬剤一部負担金」という。)については、平成十四年度までに、この法律の施行後における薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、薬剤一部負担金を廃止するために必要な財源措置に関し検討を行い、その結果に基づいて廃止するものとする。

(医療保険制度等の抜本改革)

第三条 医療保険制度等については、平成十二年度に講ぜられる措置に引き続き、この法律の施行後における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

第五条 平成十五年四月一日前に第一条の規定による改正前の健康保険

法（以下「旧健保法」という。）第三条第二項から第四項までの規定により決定され、又は改定された同年三月三十一日における標準報酬は、同年八月三十一日までの標準報酬とする。

第七条 平成十三年一月一日前に、旧健保法第七十六条の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）その他政令で定める法令に基づき育児休業が終了したものについては、同月一日に、新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る保険料、新健保法附則第三条第一項に規定する特別保険料及び新健保法附則第八条第三項に規定する調整保険料について、新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。）及び附則第三条第二項の規定を適用する。

第八条 健康保険の保険者は、健康保険法第七十一条ノ四第十項及び附則第十四条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における当該保険者の介護保険料額の総額又は特別介護保険料額の総額の合計額と当該保険者が介護保険法の規定により納付すべき納付金（日雇特別被保険者に係るものを除く。）の額（政府の管掌する健康保険においては、その額から健康保険法第七十条ノ三第二項の規定による国庫補助額を控除した額）の合計額とが等しくなるように介護保険料率又は特別介護保険料額の算定方法を定めることができる。

第七条 平成十三年一月一日前に、第一条の規定による改正前の健康保険法第七十六条の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）その他政令で定める法令に基づき育児休業が終了したものについては、同月一日に、新健保法第七十一条ノ二（新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る保険料、新健保法附則第三条第一項に規定する特別保険料及び新健保法附則第八条第三項に規定する調整保険料について、新健保法第七十一条ノ二（新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。）及び附則第三条第二項の規定を適用する。

第八条 健康保険の保険者は、健康保険法第六十条第十一項及び附則第十三条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における当該保険者の介護保険料額の総額又は特別介護保険料額の総額の合計額と当該保険者が介護保険法の規定により納付すべき納付金（日雇特別被保険者に係るものを除く。）の額（政府の管掌する健康保険においては、その額から健康保険法第五十三条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）の合計額とが等しくなるように介護保険料率又は特別介護保険料額の算定方法を定めることができる。